

広島市告示第 249 号

令和 5 年 5 月 25 日

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 6 条第 2 項の規定により大規模小売店舗の届出事項の変更の届出があったので、同法第 6 条第 3 項において準用する同法第 5 条第 3 項の規定により、次のとおり公告します。

広島市長 松井 一實

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ゆめタウン五日市

広島市佐伯区五日市五丁目 1 5 5 3 番 1 ほか

2 大規模小売店舗を設置する者

株式会社イズミ

代表取締役 山西 泰明

広島市東区二葉の里三丁目 3 番 1 号

3 変更事項

(1) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

駐車場の位置及び収容台数

(変更前)

No.	位 置	収容台数
1	本館南側	112 台
2	本館南東側	18 台
3	本館南東側	218 台
	合 計	348 台
	届出台数	325 台

※駐車場総収容台数 348 台の内 325 台を来客用の届出台数とする。

(変更後)

No.	位 置	収容台数
1	本館南側	112 台
	合 計	112 台
	届出台数	87 台

※駐車場総収容台数 112 台の内 87 台を来客用の届出台数とする。

(2) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

駐車場の自動車の出入口の数及び位置

(変更前)

駐車場No.	出入口の数	位 置
1	2箇所	出入口No.1：駐車場西側
		出入口No.2：駐車場東側
2	4箇所	出入口No.3：駐車場北西側
		出入口No.4：駐車場南西側
		出入口No.5：駐車場北東側
		出入口No.6：駐車場南東側
3	3箇所	出入口No.7：駐車場北西側
		出入口No.8：駐車場西側
		出入口No.9：駐車場北東側
進入道路	2箇所	出入口No.10：進入道路西側
		出入口No.11：進入道路東側
合 計	11箇所	

(変更後)

駐車場No.	出入口の数	位 置
1	2箇所	出入口No.1：駐車場西側
		出入口No.2：駐車場東側
合 計	2箇所	

4 変更年月日

令和6年1月17日

5 届出年月日

令和5年5月16日

6 届出書の縦覧場所

- (1) 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号
広島市経済観光局産業振興部商業振興課
- (2) 広島市佐伯区海老園二丁目5番28号
広島市佐伯区役所市民部区政調整課

7 届出書の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

(1) 縦覧期間

令和5年5月25日から同年9月25日まで。ただし、広島市の休日を定める条例（平成3年広島市条例第49号）第1条第1項に規定する休日を除く。

(2) 縦覧のできる時間帯

午前8時30分から午後5時15分まで

8 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第8条第2項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に限り、広島市に対し、意見書の提出により、これを述べることができます。

9 意見書の提出期限及び提出先

(1) 提出期限 令和5年9月25日

(2) 提出先

〒730-8586

広島市中区国泰寺町一丁目6番34号

広島市経済観光局産業振興部商業振興課